

第20期

第19回

総会議事録

令和7年11月20日

1. 開催年月日 令和7年11月20日(木)
2. 開催場所 郡山市役所西庁舎5階 5-1-1会議室
3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	欠席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	出席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 渡 辺 啓 一

【農地調整係主任】 大 堀 寛 和

【農業振興・農業法人係長】 椎 野 かおる

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 14時50分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

安藤 嘉行

署名人

吉田 直衛

事務局	<p>ただいまより、第19回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、中尾 一明委員から欠席届が出されています。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
会 長	<p>こんにちは。お忙しいところ、ご参集いただきありがとうございます。</p> <p>秋の収穫作業は終わったと思いますが、健康には充分注意したいと思います。</p> <p>本日もよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>3番 安藤 嘉行 委員</p> <p>11番 吉田 直衛 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>タブレットの正誤表をご覧ください。</p> <p>議案書1ページ、中央1番の譲受人、三穂田2番と3番の農業従事者、議案書5ページ、中央1番の使用借人の住所、三穂田4番の該当条項、議案書6ページ、日和田6番の農地区分、さらに議案書12ページ、14番の譲渡人の職業をそれぞれ正誤表のとおり、訂正させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>

議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1 番 1 件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は贈与、経営拡大です。</p> <p>受け人 2 人と息子が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1 番 1 件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1 番 1 件について許可と決めます。</p> <p>次に 2 番と 3 番の 2 件について、付議いたします。</p> <p>伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>2 番と 3 番の 2 件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>2 番は売買、3 番は使用貸借ですが受け人、使用借人が同一人物なので一括して報告いたします。</p> <p>土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>11月9日に現地調査及び聴き取り調査を行いました。</p>

	<p>農機具は購入予定で、農作業は本人が行い、ミニトマトを作付けします。現在は矢吹の農業短大で研修中ですが、申請地の近くに転居する予定です。</p> <p>また令和12年までに50aの農地を取得予定とのこと。申請地は農地として適正に管理されております。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番と3番の2件について許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、2番と3番の2件について許可と決します。</p> <p>次に4番と5番の2件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>4番と5番の2件について、調査の結果を報告いたします。まず4番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は耕作不便地のため、経営拡大です。受け人と妻、両親、妹が農作業に従事します。</p> <p>次に5番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。申請の事由は労力不足、経営拡大です。受け人と妻、両親、妹が農作業に従事します。これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、</p>

	<p>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>4番と5番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、4番と5番の2件について許可と決します。</p> <p>次に6番1件について、付議いたします。 渡邊 清助委員の調査報告を求めます。</p>
渡邊 清助 委員	<p>6番1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 11月15日に現地調査を行いました。農地として利用されており近くに農機具を保管することができる作業所があります。 自宅から10分程度の距離にあり、きゅうりを作付けします。 自宅では水稻栽培をしています。確実に作業をするということがあります。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>6番1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、6番1件について</p>

	<p>許可と決めます。</p> <p>次に7番 1件について、付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。</p>
小林正一郎 委員	<p>7番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 11月9日に受け人と現地確認して来ました。 申請地は周辺農地と調和のとれた利用状況で、自家用野菜を 作付けする予定です。 農作業は本人と妻、子供たちが行います。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>7番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、7番 1件について 許可と決めます。</p> <p>次に8番と9番の2件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>8番と9番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず8番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は9番との交換です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に9番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、</p>

	<p>記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は8番との交換です。</p> <p>受け人と夫が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>8番と9番の2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、8番と9番の2件について 許可と決します。</p> <p>次に10番 1件について、付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。</p>
北島 繁和 委員	<p>10番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は贈与、農業開始です。 10月29日に現地調査及び双方から話を聴きました。 申請地は受け人の自宅に隣接していて、現在も畑として野菜を 栽培しており、適正に管理されています。 周辺農地も畑として使われており、調和が取れています。 農作業は受け人と夫、母親が従事し、自家消費用の野菜を 栽培します。 また地域の共同作業には、積極的に参加及び防除基準を順守し 地域全体の維持管理に努めていきます。</p>

	<p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>10番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、10番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に11番 1件について、付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>11番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は資金を必要とするため、農業開始です。 11月13日に現地調査及び受け人に聴き取り調査を行いました。 受け人夫婦が農作業に従事します。 受け人夫婦は子供2人と田村町の賃貸アパートに住んでいますが手狭になってきたため、一軒家を探していたところ住宅と農地を買うことにしました。 近所に住む妻の実家の協力を得て、ねぎやブルーベリー等を栽培予定で周辺農地と調和の取れた利用状況で適正に管理すると認められます。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>

議 長	11番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、11番 1件について 許可と決します。 次に12番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	12番 1件について調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	12番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、12番 1件について 許可と決します。 以上で、議案第1号を終わります。 続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。

<p>小林正一郎 委員</p>	<p>1番について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は通路です。農地区分は第1種農地と判断しました。 申請地は住宅建築する際に、道路幅を確保する必要があり 確認したところ農地であったため、今回の申請になりました。 相続するまで農地であることがわからず使用しており、顛末書が 添付してあります。周辺農地は申請人の畑で営農条件への支障は ありません。</p> <p>調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の 規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で、 既存の施設の拡張の用に供するために行われる既存施設拡張 事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
<p>議長</p>	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。</p>

2番について、調査の結果を報告いたします。
申請人及び土地の表示は記載のとおりです。
申請の事由は、農業用駐車場です。
10月29日と11月17日に現地調査及び申請人への聴き取り調査を行いました。
申請地は実家の進入口の公道近くにあり、周辺は畑と住宅があります。冬期間に進入口及び自宅周辺は行政で除雪しないため車及びトラクター等の出し入れが困難になるため、公道近くに駐車場を確保したいとのことです。
資金は自己資金で行い、実現性も確認しております。
申請地には施設工作物がなく、排水は発生しません。
雨水は自然浸透、西側に側溝と集水枡を設置して田や水路等への土砂流出を防止します。
東側に畑がありますが、建物の建築は行わないため日照等の妨げにはならず、転用により農地の生産性を損なう恐れはありません。
申請地は以前、苗代で地盤が軟弱であり、落ち着かせるために砂と砂利を数回敷いて2年程度で施工するとのことです。
調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。

事務局

2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。
タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。
2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、
農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで
1番 同様です。
許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(a)-ivで、
耕作又は養畜の事業のために必要な必要不可欠な駐車場、トイレ等で農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設と一体的に設置される駐車場、トイレ、事務所等の農業用施設事業です。
その他の事項については、記載のとおりです。
以上、補足説明といたします。

議長

ただいまの報告について、

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決します。 以上で、議案第2号を終わります。 続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 須永 静夫委員の調査報告を求めます。
須永 静夫 委員	1番の調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、ボーリング調査のための一時転用です。 現在整備中である物流センターの東北自動車道の東に位置し、 進入路に挟まれた場所です。物流センターと一体的に整備する ためのボーリング調査です。 農地区分は第3種農地と判断しました。 11月13日に現地確認及び聴き取り調査を行いました。 直径10cmのボーリング調査を行い、終了後は速やかに埋め戻して 農地に復元すると確約しております。 また周辺農地への営農条件の支障の有無についても問題ないと思われ ます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1番の調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-a-(b)で 甲種農地の要件を満たしていない鉄道の駅、軌道の停車場、

	<p>船舶の発着場、インターチェンジ又は県庁、市役所、町村役場並びにこれらに掲げる施設に類する施設の周囲おおむね300m以内にある公共施設至近距離農地です。</p> <p>申請地は郡山中央スマートインターチェンジから300m以内にあります。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、第3種農地の転用は許可することができます。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上、補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。 鈴木 雄一委員の調査報告を求めます。</p>
鈴木 雄一 委員	<p>2番 1件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は資材置場です。 11月7日に事務局職員とともに現地調査しました。 申請地は周囲が山林に囲まれている土地です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 貸人は以前にこの土地を他の土木会社に貸しており、資材置場として使っていました。 また今回、借人は現況が畑でなく転圧された土地であったため許可が必要との認識はありませんでした。 そのため代理人を通して顛末書及び関係書類が添付されています。 転用することによって生じる付近の土地、作物、家畜等に及ぼす影響はありませんでした。</p>

	<p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番の調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は申請地以外に適当な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番 1件について、許可相当と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可相当と決めます。</p> <p>なおこの件につきましては、転用面積が30aを超えていますので福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。</p> <p>次に3番と4番の2件について付議いたします。</p> <p>安藤 嘉行委員の調査報告を求めます。</p>
安藤 嘉行 委員	<p>3番と4番の2件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず3番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は工事のための資材・車両置場です。</p> <p>農地区分は第3種農地と判断しました。</p> <p>申請地は道路を挟んで東西に分かれており、その周辺は住宅地です。</p>

そのため騒音対策で作業や車両の出入りは午前7時以降になると確約しています。周囲を柵で囲い、砂利及び鉄板を敷いて使用するため汚水の発生はなく、雨水は自然浸透及び周囲の側溝に流します。

貸人は市街化調整区域に一般個人が住宅を建てることのできる都市計画法第34条第12号を知り、転用後は住宅用地として売却を考えています。

工事完了後は、地上のプレハブや簡易トイレを除去し、砂利の状態に明け渡すとのことです。

調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に4番ですが申請人及び土地の表示は記載のとおりです。

申請の目的は住宅敷地の拡張です。

農地区分は第1種農地と判断しました。

申請地は併用地に宅地がありますが、駐車場がないため設けるための申請です。現状は宅地の進入路として利用されており、顛末書が添付されています。

土砂の流出は砂利を敷くことで防ぎ、また汚水排水はなく雨水は自然浸透です。また、周辺に農地はありません。

調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。

事務局

3番と4番の2件について、調査結果の補足説明をいたします。まず3番のタブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。

2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で甲種農地の要件を満たしていない住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域です。

許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、5条、1番同様です。

次に4番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで

	<p>甲種農地の要件を満たしていない特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地改良農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で、4条、1番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>3番と4番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、3番と4番の2件について、許可と決します。</p> <p>次に5番1件について付議いたします。</p> <p>これは私の報告なので議長交代いたします。</p>
濱津職代	<p>議長交代いたしました。</p> <p>佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一委員	<p>5番1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>11月6日に現地確認及び聴き取り調査をして来ました。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は農家住宅です。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>汚水は合併浄化槽を設置し、雨水は自然浸透及び自然勾配を利用し既設側溝に排水します。</p> <p>南側は道路、東と西側は農地ですが、角地にあるため蚕食、日照等農地に支障をきたす恐れはありません。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
濱津職代	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>5番の調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p>

	<p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで5条、2番同様です。許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、5条、2番同様です。その他の事項については、記載のとおりです。以上補足説明といたします。</p>
濱津職代	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
濱津職代	<p>5番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
濱津職代	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、許可と決します。議長交代いたします。</p>
議長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>次に6番 1件について付議いたします。高野 和介委員の調査報告を求めます。</p>
高野 和介 委員	<p>6番 1件について、調査の結果を報告いたします。渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は農家住宅です。11月14日に現地調査して来ました。申請地は適正に管理されていました。申請地の北側は市道に接し、南北ともに見晴らしが良い静かな環境にあります。また西と東側は住宅です。選定理由として土地が売りに出ており、売却価格も安かったからです。被害防止については法面に2～3段のブロック塀を立て、宅内の雨水を宅内で処理し、法面に流さないようにします。汚水は合併浄化槽で処理します。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>

事務局	<p>6番の調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で5条、3番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、5条、3番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>6番 1件について、</p> <p>許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、6番 1件について、</p> <p>許可と決します。</p> <p>次に7番 1件について付議いたします。</p> <p>吉田 直衛委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 直衛 委員	<p>7番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は太陽光発電設備です。</p> <p>11月11日に現地調査し、聴き取り調査しました。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>受け人は太陽光発電設備の設置と販売をする会社で、市内に営業所があります。市内の東側を中心に多くの実績があり実現の確実性は問題ないと思われます。</p> <p>申請地の南側は道路、西側は山林、他は牧草地で周辺に住宅はなく、反射等の支障もありません。雨水は自然浸透です。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>7番の調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p>

	<p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで5条2番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、5条2番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>7番1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、7番1件について、許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>続いて、議案第4号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p> <p>まず1番1件について付議いたします。</p> <p>池上慎一郎委員の調査報告を求めます。</p>
池上慎一郎委員	<p>1番の調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更のためです。</p> <p>11月4日に事務局職員と現地調査を行いました。</p> <p>現地は面積が小さく、山裾であり平成10年頃から耕作されていませんでした。竹や木に覆われています。</p> <p>調査の結果、農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番1件について、非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)

議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。 鈴木 雄一委員の調査報告を求めます。</p>
鈴木 雄一 委員	<p>2番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 11月7日に事務局職員と現地調査を行いました。 申請地は木や草などが生い茂っており、原野化している場所でした。 申請人によると亡父が昭和36年頃に購入した土地で、当時から 原野化していたため、現在まで耕作していませんでした。 また今後も耕作する予定がないため、今回の申請になりました。 調査の結果、隣接している山林と一体化しており復元が困難と 判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>2番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に3番 1件について付議いたします。 これは私の報告なので議長交代いたします。</p>
濱津職代	<p>議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一 委員	<p>3番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 10月31日に事務局職員と現地調査を行いました。 周辺は山林で40年以上耕作されておらず、林野化しており農地に</p>

	<p>復元することは困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
濱津職代	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
濱津職代	<p>3番 1件について、</p> <p>非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
濱津職代	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、</p> <p>非農地と決めます。</p> <p>議長交代いたします。</p>
議長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>次に4番 1件について付議いたします。</p> <p>濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>4番の調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更のためです。</p> <p>10月30日に事務局職員と現地調査を行いました。</p> <p>申請地の南側は酪農家の堆肥舎で、東側は山林、西と東は水田に 囲まれています。申請地は周囲2～3メートルの窪地で10年以上 耕作されておらず、篠竹や雑木が繁茂しており農地復元は困難と 判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>4番 1件について、</p> <p>非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、</p> <p>非農地と決めます。</p> <p>次に5番 1件について付議いたします。</p>

	石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	<p>5番の調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更のためです。</p> <p>11月7日に事務局職員と現地調査を行いました。</p> <p>親とともに桑畑として農作業をしていましたが、蚕業の衰退とともに手入れされなくなってから40年近くになります。</p> <p>周囲とともに原野になっていますが、周囲は東部開発により開発されたものの耕作されておらず、荒れた状態です。</p> <p>申請地は東部開発には入っていませんが、大きな木や竹などはなく、周囲の開発地と同等の状態なので、ここだけ非農地にすることはできないと判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>5番 1件について、非農地としない農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、農地と決めます。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>農用地利用集積等促進計画案について、郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。</p> <p>一括方式の1番から5番までと再転貸の1番の6件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号別紙をご覧ください。</p> <p>議案第5号は所有者、農地中間管理機構、耕作者の3者間の農地の貸借について定める農用地利用集積等促進計画案について郡山市長から意見を求められたので、お諮りするものです。</p>

	<p>1 ページと2 ページは一括方式です。</p> <p>1 番から5 番の5 件につきましては、所有者から機構への貸付と機構から耕作者への貸付を一括して行うものです。</p> <p>5 件すべて期間満了に伴う更新の貸借になります。</p> <p>次に3 ページをご覧ください。1 番につきましては耕作者の法人化に伴いまして、機構から耕作者への貸付を機構から法人へ再転貸するものです。</p> <p>一括方式の1 番から5 番までと再転貸1 番の合計6 件について計画案の内容を調査したところ、貸付相手方は全部耕作要件、農作業常時従事要件を満たしており適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>一括方式1 番から5 番までと再転貸1 番の6 件について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、一括方式の1 番から5 番までと再転貸の1 番の6 件について原案のとおり決めます。</p> <p>以上で、議案第5 号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1 号「農地法第4 条第1 項第7 号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1 番から3 番までの3 件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1 号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2 号「農地法第5 条第1 項第6 号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1 番から16番までの16件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第2 号を終わります。</p>

	<p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番 1件について通知書の提出があったので報告する。</p> <p>報告第3号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号から第3号までの報告についてご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>その他ございませんか。</p>
	(なし)
議長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、第19回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第19回総会（令和7年11月20日開催）の概要

第3条 農地の移動は

12件で、田 2, 777.91㎡ 畑 18, 353㎡でした。

第4条 農地の転用は

2件で、通路1件、農業用駐車場1件でした。

第5条 農地の転用は

7件で、資材置場1件、資材・車両置場1件、住宅敷地1件、農家住宅2件、太陽光発電設備1件、一時転用1件でした。